

第79期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年6月29日（木曜日）午前10時

開催場所

東京都北区西ヶ原一丁目23番3号
北区滝野川会館 1階大ホール

目次

第79期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 取締役報酬枠改定の件	
第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する 対応策（買収防衛策）継続の件	
(添付書類)	
事業報告	28
計算書類等	50
監査報告書	56

株 主 各 位

東京都北区滝野川七丁目5番11号

株式会社 ヨコオ

代表取締役兼執行役員社長 徳 間 孝 之

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時40分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、本招集ご通知3頁から4頁までに掲載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都北区西ヶ原一丁目23番3号
北区滝野川会館 1階大ホール
(会場までの地図は本冊子裏表紙をご参照ください。) |

3. 目的事項

報告事項

1. 第79期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役報酬枠改定の件
- 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、事業報告、連結計算書類および計算書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<http://www.yokowo.co.jp>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。

- (1) 事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」および「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」
- (3) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.yokowo.co.jp>）に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただけますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

(1) ご利用いただける機器

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンを利用される場合のご留意点

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。

（ご利用できないことがある場合の例）

- ・インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合
- ・アンチウイルスソフトを設定されている場合
- ・proxyサーバーをご利用の場合
- ・TLS暗号化通信を指定されていない場合

(3) 携帯電話を利用される場合のご留意点

携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使の期限

インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日（水曜日）の午後5時40分まで受け付けいたしますが、お早めにご行使ください。

なお、ご不明な点等がございましたら、後掲のヘルプデスクまでお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱いについて

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主様に対する利益還元の充実を経営上の重要課題の一つと位置づけ、各事業年度の配当につきましては、成長事業分野に対する生産設備、新規事業に対する技術開発投資および市場開拓投資のための内部留保を勘案しつつ、安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としております。

当期の業績につきましては、3期連続で過去最高の連結売上高を更新するとともに、営業利益25億1千6百万円（前期比+138.0%）と、大幅な営業増益を達成いたしました。また、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益も、為替差益計上や、繰延税金資産積み増しによる一時的な税金費用減少などにより、平成29年2月公表の修正業績予想値を上回る結果となりました。

しかしながら、中期経営基本目標である「ミニマム8（エイト）」すなわち「売上高成長率・売上高営業利益率・自己資本利益率（ROE）を8%以上確保」を達成し、今後安定的に実現するためには、先進性・成長性・収益性を高める積極投資と効率経営により利益水準をさらに向上させることが必要不可欠であると考えております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針の下、当期の業績を踏まえつつ、次期以降の必要な内部留保や財務安定性、業績拡大見通しを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり12円 総額 241,451,880円

なお、中間配当金として6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり18円（連結配当性向 15.1%）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日（金曜日）

2. 剰余金の処分に関する事項

下記の任意積立金について、設定時の目的を既に終えていることから、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

退職給与積立金 83,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 83,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任取締役5名は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

なお、各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
1	(重任) とく ま たか ゆき 徳 間 孝 之 (昭和29年6月13日生) 所有する当社株式の数 263,855株	昭和63年8月 当社入社 平成5年4月 当社欧米営業部部長 平成7年6月 当社取締役 平成7年9月 当社取締役カーアンテナ事業部長 平成9年4月 当社取締役事業企画室担当 平成11年4月 当社取締役PCC事業担当 平成13年10月 当社取締役事業企画室担当 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社常務取締役 平成16年12月 当社常務取締役アンテナシステムカンパニー プレジデント 平成18年6月 当社取締役兼執行役員常務アンテナシステムカンパニー プレジデント 平成19年4月 当社代表取締役兼執行役員社長(現任)
<取締役候補者とした理由> 徳間孝之氏は、車載通信機器事業の事業部長／カンパニープレジデントとしてマイクロアンテナ開発・拡販、海外事業統括／事業企画室／CTC事業／PCC事業(現 ファインコネクタ事業)担当役員として回路検査用コネクタ事業のBGAソケット分野への進出、PCC事業の海外拡販推進およびメディカル・デバイス事業の立上げなど、主要事業の事業拡大・進化を主導してきており、全事業に精通しております。現在、グループ全体を俯瞰し、「経営の重層化」と「永続的進化」をスローガンに掲げ、執行役員社長の任にあたっております。 当社取締役会としましては、さらなる業績拡大局面となる次期においても引き続き当社の経営執行を担っていただきたいと考えており、取締役として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	
2	(重任) ふか がわ こう いち 深 川 浩 一 (昭和28年3月28日生) 所有する当社株式の数 42,502株	平成17年4月 当社入社 当社コネクタカンパニー事業企画室長 平成18年6月 当社執行役員コネクタカンパニー事業企画室長 平成19年4月 当社執行役員経営企画本部長 平成25年4月 当社情報セキュリティ委員会委員長 平成25年6月 当社執行役員常務経営企画本部長 平成27年6月 当社取締役執行役員常務経営企画本部長 平成28年6月 当社取締役執行役員専務経営企画本部長 平成29年4月 当社取締役執行役員専務L T C C事業部長 (現任)	
	<取締役候補者とした理由> 深川浩一氏は、回路検査用コネクタ事業担当執行役員として、同事業における事業買収・新技術導入・新規顧客獲得を主導してきたほか、車載通信機器事業における事業モデル革新や新規事業の本格立上げを推進しております。また、情報セキュリティ委員会委員長として、情報セキュリティの国際標準規格であるISO27001の当社および当社主要子会社における認証取得を推進し、当社グループ全体の情報セキュリティ体制整備・強化および意識向上に貢献してまいりました。平成29年4月よりL T C C事業部長として、同事業の大型量産テーマの立上げに注力しております。 当社取締役会としましては、引き続き全社的取組み・事業構造革新の推進を担っていただきたいと考えており、取締役として選任をお願いするものです。		
3	<新任> よ こ お けん じ 横 尾 健 司 (昭和35年8月22日生) 所有する当社株式の数 77,761株	昭和60年4月 当社入社 平成10年4月 当社V C C S 事業部中部営業所長 平成14年10月 当社V C C S 事業部長 平成16年12月 YOKOWO MANUFACTURING OF AMERICA LLC Managing Director 平成19年6月 当社執行役員管理本部長 平成28年11月 群馬県富岡市商工会議所 副会頭 (現任) 平成29年4月 当社執行役員常務管理本部長 (現任)	
	<取締役候補者とした理由> 横尾健司氏は、当社および国内外子会社における管理業務全般の経験ののち、当社主要事業である車載通信機器事業において中部営業所長・事業部長・米国子会社社長を歴任、現在の主要顧客との新規口座開設を主導、事業拡大に大きな貢献を果たした実績を有しております。執行役員管理本部長就任後は、国内外子会社経験および事業を統轄してきた経験を踏まえた全社収益構造革新施策・パーソナライノベーション (人材の革新) 施策を推進し、グローバル体制強化を主導しております。 当社取締役会としましては、事業規模・事業領域拡大が続く当社グループの経営体制のさらなる強化・革新を担っていただきたいと考えており、取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	
4	(重任) 社外取締役候補者 おおはし しゅうじ 大橋 周治 (昭和13年11月23日生) 所有する当社株式の数 0株	昭和36年4月 社団法人日本能率協会入社 昭和50年5月 公認会計士登録 公認会計士大橋周治事務所 代表(現任) 平成3年6月 株式会社日本能率協会コンサルティング 常務取締役 平成5年9月 JMAC AMERICA, INC. 代表取締役社長 平成13年6月 株式会社日本能率協会コンサルティング 顧問(現任) 平成25年6月 株式会社セブン銀行 社外取締役(現任) 平成26年6月 当社社外取締役(現任)	
1. 社外取締役候補者とした理由 大橋周治氏は、会計に関する専門知識をはじめとする幅広い知見を背景に、長年にわたって企業経営のコンサルティングに従事されており、米国において自らコンサルティング会社の経営に携わった経験も有しております。当社といたしましては、同氏に、企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を活かして引き続き当社経営の監視・監督を行っていただきたいと考えており、社外取締役として選任をお願いするものです。 2. 社外取締役在任期間 同氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。 3. 社外取締役候補者の独立性 (1) 同氏が代表である公認会計士大橋周治事務所と当社との間には、取引関係はありません。 (2) 同氏が顧問を務める株式会社日本能率協会コンサルティング、その親会社である社団法人日本能率協会およびそのグループ会社と当社グループとの間には、当社従業員向け通信教育講座・一般向けセミナーの受講料支払等の取引実績がありますが、一般的な取引であり、当連結会計年度末までの直近5年間における取引額の総額は3,955千円です。 (3) 同氏の独立性に関して、上記のほかに記載すべき事項はありません。 (4) 以上より、当社といたしましては、同氏は当社および当社業務執行者等からの高い独立性を有するものと判断しております。本議案において同氏の選任が承認された場合、同氏を引き続き、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定される独立役員に指定する予定です。 4. 当事業年度における社外取締役としての活動内容 (1) 取締役会17回中15回(出席率88.2%)し、企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験に基づき、助言・提言および当社経営の監視・監督を行いました。 (2) 監査役会18回中16回に出席し、取締役会議題についての事前説明を社外監査役と共に受け、意見交換等を行ったほか、必要な範囲で監査役会報告・審議事案の共有を行いました。 5. 当社と締結している責任限定契約の概要 当社は、定款第30条に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	
5	(重任) 社外取締役候補者 むら まつ くに こ 村 松 邦 子 (昭和33年9月1日生) 所有する当社株式の数 0株	昭和58年10月 日本テキサス・インスツルメンツ株式会社入社 平成11年1月 同社広報部部長 経営戦略チームメンバー 平成15年11月 同社企業倫理室長 ダイバーシティ推進責任者 平成21年9月 同社退社 平成21年10月 一般社団法人経営倫理実践研究センター 主任研究員 (現任) 平成22年1月 株式会社ウェルネス・システム研究所 代表取締役 (現任) 平成26年1月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ (Jリーグ) 理事 (現任) 平成28年4月 NPO法人GEWEL 代表理事 (現任) 平成28年6月 株式会社シーボン 社外取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任)	
1. 社外取締役候補者とした理由 村松邦子氏は、外資系半導体メーカーにおいて広報部部長、経営戦略チームメンバー、企業倫理室長、ダイバーシティ推進責任者を歴任され、退社後その経験を活かして、企業倫理向上やダイバーシティ推進に関する支援を業とする会社を自ら設立し経営する傍ら、公益社団法人やNPO法人の理事なども務めております。当社といたしましては、同氏に、企業倫理・ダイバーシティ推進に関する高い知見および事業会社での実務経験を活かして引き続き当社経営の監視・監督や助言・提言を行っていただきたいと考えており、社外取締役として選任をお願いするものです。 2. 社外取締役在任期間 同氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。 3. 社外取締役候補者の独立性 (1) 同氏が代表取締役である株式会社ウェルネス・システム研究所と当社との間には、取引関係はありません。 (2) 日本テキサス・インスツルメンツ株式会社（以下、「日本TI社」といいます。）と当社との間には、平成25年12月まで、当社からの半導体検査用治具等販売の取引実績がありましたが、その金額は、当社グループの年間連結売上高の1%未満、かつ、日本TI社の年間営業費用の1%未満でした。なお、平成26年1月以降、同社との取引実績はありません。 (3) 日本TI社の親会社である米国テキサス・インスツルメンツ・インコーポレイテッド (Texas Instruments Incorporated. 以下、「米国TI社」といいます。)と当社グループとの間には、当社グループからの半導体検査用治具等販売の継続的な取引関係がありますが、その金額は、当社グループの年間連結売上高の2%未満、かつ、米国TI社の年間営業費用の1%未満です。 (4) 同氏の独立性に関して、上記のほかに記載すべき事項はありません。 (5) 以上より、当社といたしましては、同氏は、当社および当社業務執行者等からの高い独立性を有するものと判断いたします。本議案において同氏の選任が承認された場合、同氏を引き続き、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定される独立役員に指定する予定です。 4. 当事業年度における社外取締役としての活動内容 (1) 当社社外取締役就任日（平成28年6月29日）以後開催された取締役会13回すべてに出席（出席率100.0%）し、企業倫理・ダイバーシティ推進に関する高い知見や事業会社での実務経験などに基づき、助言・提言および当社経営の監視・監督を行いました。 (2) 当社社外取締役就任日以後開催された監査役会14回中11回に出席し、取締役会議題についての事前説明を社外監査役と共に受け、意見交換等を行ったほか、必要な範囲で監査役会報告・審議事案の共有を行いました。 5. 当社と締結している責任限定契約の概要 当社は、定款第30条に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。			

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 古田 徹氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。選任いただいた場合の任期は、平成33年6月開催予定の第83期定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
(重任) 社外監査役候補者 ふ る た と お ろ 古 田 徹 (昭和21年11月1日生) 所有する当社株式の数 0株	昭和45年 4 月 東芝電気器具株式会社入社 平成12年 6 月 東芝機器株式会社 取締役総務部長 平成15年 6 月 リビング産業株式会社 代表取締役 平成17年 3 月 東芝機器株式会社およびリビング産業株式会社退社 平成17年 7 月 群馬総合スタッフ株式会社 代表取締役社長(現任) 平成19年 4 月 労働審判員(前橋地方裁判所特別職員)拝命 平成21年 6 月 当社社外監査役(現任) 平成28年 3 月 労働審判員退任
1. 社外監査役候補者とした理由 古田 徹氏は、上場会社のグループ会社において人事・採用・労務・総務・コンプライアンス等、一貫して人事・総務分野の業務に従事したほか、企業経営の傍ら、平成19年4月から平成28年3月末まで労働審判員を務めるなど、豊富な経験を有しております。当社といたしましては、引き続き同氏に、これまでの経験を活かして経営の監視・監査および改善のための助言を行っていただきたいと考えており、社外監査役として選任をお願いするものであります。	
2. 社外監査役在任期間 同氏の社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。	
3. 社外監査役候補者の独立性 (1) 同氏が代表取締役社長である群馬総合スタッフ株式会社と当社との間には、取引関係はありません。 (2) 同氏の独立性に関して、上記のほかに記載すべき事項はありません。 (3) 以上より、当社といたしましては、同氏は当社および当社業務執行者等からの高い独立性を有するものと判断しております。本議案において同氏の選任が承認された場合、同氏を引き続き、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定される独立役員に指定する予定です。	
4. 当事業年度における社外監査役としての活動内容 (1) 取締役会17回すべてに出席(出席率100.0%)し、企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験に基づき、助言・提言および当社経営の監視・監督を行いました。 (2) 監査役会18回すべてに出席(出席率100.0%)して、報告を受け、審議を行ったほか、取締役会議題についての事前説明を社外取締役と共に受けて意見交換等を行い、社外取締役と必要な範囲で監査役会報告・審議事案の共有を行いました。	
5. 当社と締結している責任限定契約の概要 当社は、定款第36条第2項に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。	

第4号議案 取締役報酬枠改定の件

当社取締役の報酬額は、平成26年6月27日開催の第76期定時株主総会において年額2億8千万円以内（うち社外取締役に対する報酬額を年額1千万円以内とする。また、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする旨ご承認いただき、今日に至っております。一方、取締役に対する賞与については、上記の報酬枠とは別に、株主総会決議により支給することとしております。

本議案は、独立性の高い社外取締役が2名（取締役会における比率40%）在任し、取締役会における発言・議論が活発に行われているなど、当社のコーポレートガバナンスが着実に強化されていることから、上記の報酬枠内において、取締役報酬に加え、取締役会決議により取締役賞与を支給することができるものとするとともに、社外取締役に対する報酬額を年額2千万円以内に増額することにつき、ご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「現プラン」といいます）につきましては、平成26年6月27日開催の当社第76期定時株主総会において、その継続につき株主の皆様のご承認をいただき、今日に至っております。

現プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値および株主共同の利益の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、平成29年5月23日開催の当社取締役会において、現プランに一部字句の修正を行ったうえで、株主の皆様にご承認いただけることを条件として、継続することを決定したものです（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます）。本定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいた場合には、本プランの有効期間は、平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。なお、本決定は別紙1に記載の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿うものであります。

また、本プランを決定した取締役会には、当社社外監査役2名を含む監査役3名全員が出席し、本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランが当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見が表明されております。

つきましては、株主の皆様には、本プランの継続についてご承認をお願いするものであります。

1. 本プランの要旨

(1) 本プランの目的と必要性

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかについて、株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉を行うことを可能とすること、および大規模買付ルールが遵守された場合および大規模買付ルールが遵守されなかった場合につき、基本方針に即した一定の対応方針を定める必要があると考えております。

(2) 大規模買付ルールの設定

本プランにおいては、当社発行済株式数の20%以上の株式を取得しようとする買付者等（以下「買付者等」といいます）が遵守すべき「大規模買付ルール」（以下「本ルール」といいます）として、株主の皆様が検討するうえで必要な情報の提供と時間の確保を求めることとしております。

(3) 株主意思確認手続と対抗措置発動

買付者等が本ルールを遵守し、当社取締役会が検討の結果当該買付者等による買付提案に反対する場合は、対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動について株主の皆様の意思を確認する手続（株主意思確認総会等）を実施することとしておりますが、当該買付提案が企業価値の最大化に資すると当社取締役会が賛同する場合は、対抗措置の発動は行いません。反対に、本ルール

は遵守されているが当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものであると合理的に判断される場合は、株主様の意思を確認する手続を経ずに取締役会決議のみによって対抗措置を発動することがあります。

(4) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

(5) 本プランの変更・廃止

本プランの変更については、上記有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議により行うことができます。

一方、廃止については、本プランを廃止する旨の当社株主総会の決議によって行うことができるほか、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会における決議によっても行うことができるものとします。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの目的と必要性

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかについて、株主および投資家の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主および投資家の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉を行うことを可能とすること、および大規模買付ルールが遵守された場合および大規模買付ルールが遵守されなかった場合につき、基本方針に即した一定の対応方針を定める必要があると考えております。このため、当社取締役会は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決定いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

また、平成29年3月31日現在における当社大株主の状況は、本招集ご通知添付書類41頁「Ⅱ. 会社の株式に関する事項 4. 大株主（上位10名）」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

本プランは下記①または②に該当する当社株式の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行う者または提案する者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うこととします。

- ① 当社が発行者である株式等（注１）について、保有者（注２）の株式等保有割合（注３）が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株式等（注４）について、公開買付け（注５）に係る株式等の株式等所有割合（注６）およびその特別関係者（注７）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（注１）金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

（注２）金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

（注３）金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

（注４）金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下②において同じとします。

（注５）金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

（注６）金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

（注７）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下同じとします。

(b) 買付説明書の当社への事前説明

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「買付説明書」には、以下の事項を記載していただきます。

① 買付者等の概要

- (i) 氏名または名称および住所または所在地
- (ii) 代表者の役職および氏名

(iii) 会社等の目的および事業の内容

(iv) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(v) 国内連絡先

(vi) 設立準拠法

② 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および買付説明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

③ 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

（注8）金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(c) 本必要情報の提供

上記（b）の「買付説明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「買付説明書」を提出していただいた日から10営業日（注9）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記（b）①(v)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

（注9）営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等に対し、合理的な期限を定め、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）

(注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- ② 大規模買付行為の目的（買付説明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類および金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定の経緯、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- ⑥ 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧ 大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑨ 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑪ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(d) 大規模買付行為の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会による検討作業

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を円貨現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は、60日間を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は90日間を超えない検討期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）を設定し速やかに開示します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において買付者等から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。買付者等は、取締役会検討期間において、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

② 株主およびステークホルダーに対する情報開示

取締役会検討期間において、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況および当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。また、必要に応じて、買付者等との交渉を行い、当社取締役会として、株主および投資家の皆様へ代替案を提示することもあります。

(3) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(a) 買付者等が、上記（2）「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供および取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しない大規模買付行為である場合

当社取締役会は、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、新株予約権の無償割当ての対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。

(b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、下記（4）「株主意思の確認手続」に記載のとおり、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認を実施します。ただし、下記（i）と（ii）に該当する場合は、その限りではありません。

- (i) 大規模買付ルールが遵守され、かつ、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、ないしは、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものではないと判断される場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様が当該大規模買付行為の提案内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等を踏まえ、ご判断いただくことになります。

- (ii) 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと認められかつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記(4)に定める手続きを行うものとします。

なお、当該大規模買付行為が以下の①から⑤の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとし、株主意思確認総会を経ることなく大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行うことがあります。

- ① 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売付けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ⑤ 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合

(4) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(b) (ii) に該当する場合、および上記(b) (i) に該当しかつ当社取締役会が必要と認める場合、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、議決権を行使できる株主様を確定するための基準日（以下、「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主様とし、投票権は議決権 1 個につき 1 個とします。

投票基準日は、取締役会検討期間が満了した後、関係法令および証券保管振替機構による総株主の通知に基づく株主の確定にかかる実務に照らして定めることが可能な最も早い日とし、公告は投票基準日の 2 週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思の確認を株主意思確認総会または書面投票のいずれによって行うのかについて決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。株主意思確認総会における投票の場合、決議は総株主の投票権の 3 分の 1 以上を有する株主様が出席し、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとします。書面投票による場合、決議は総株主の投票権の 3 分の 1 以上を有する株主様が投票を行い、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとします。株主意思の確認手続において、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られた場合は、株主様による本対抗措置発動への賛同があったものとします。株主意思確認総会もしくは書面投票において、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られた場合には、当社取締役会はその決定に従い、対抗措置発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方で、対抗措置の発動について所定数の賛同が得られなかった場合には、当社取締役会は、対抗措置不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、買付者等が大規模買付ルールを遵守し、株主意思確認の手続が開始された場合であっても、株主意思の確認が完了するまでの間に、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反するものと判明したときは、当社取締役会は、いつでも株主意思確認の手続を中止し、大規模買付行為に対抗することができるものとします。

(5) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記 (4) の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(a) 買付者等が大規模買付行為を中止した場合または(b) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(6) 大規模買付行為の開始

買付者等は、本プランに定める手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

なお、上記に反して買付者等が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を発動することができるものとします。

(7) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成29年6月29日に開催される予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令、もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主および投資家の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記2. (7)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。

さらに、大規模買付ルールに従った大規模買付行為が行われた場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様へに直接ご判断いただくこととなっております。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (2)「本プランに係る手続」および同(3)「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) 第三者専門家の意見の取得

上記2. (2)「本プランに係る手続」(d)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立した第三者の助言を得ることができることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (7)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないことから、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないためにその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのこ

とが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。

上記2. (3)「大規模買付行為が行われた場合の対応方針」において述べたように、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会または株主意思確認総会において、新株予約権の無償割当て（以下、「本新株予約権の無償割当て」といいます。）を実施することを決議した場合には、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続」において記述する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続」に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社は本新株予約権の効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、株主の皆様には本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるも

のとします) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。その際には、必要書類を提出したうえ、本新株予約権 1 個当たり金 1 円以上を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、原則として 1 株の当社株式が発行されることになります。

また、当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

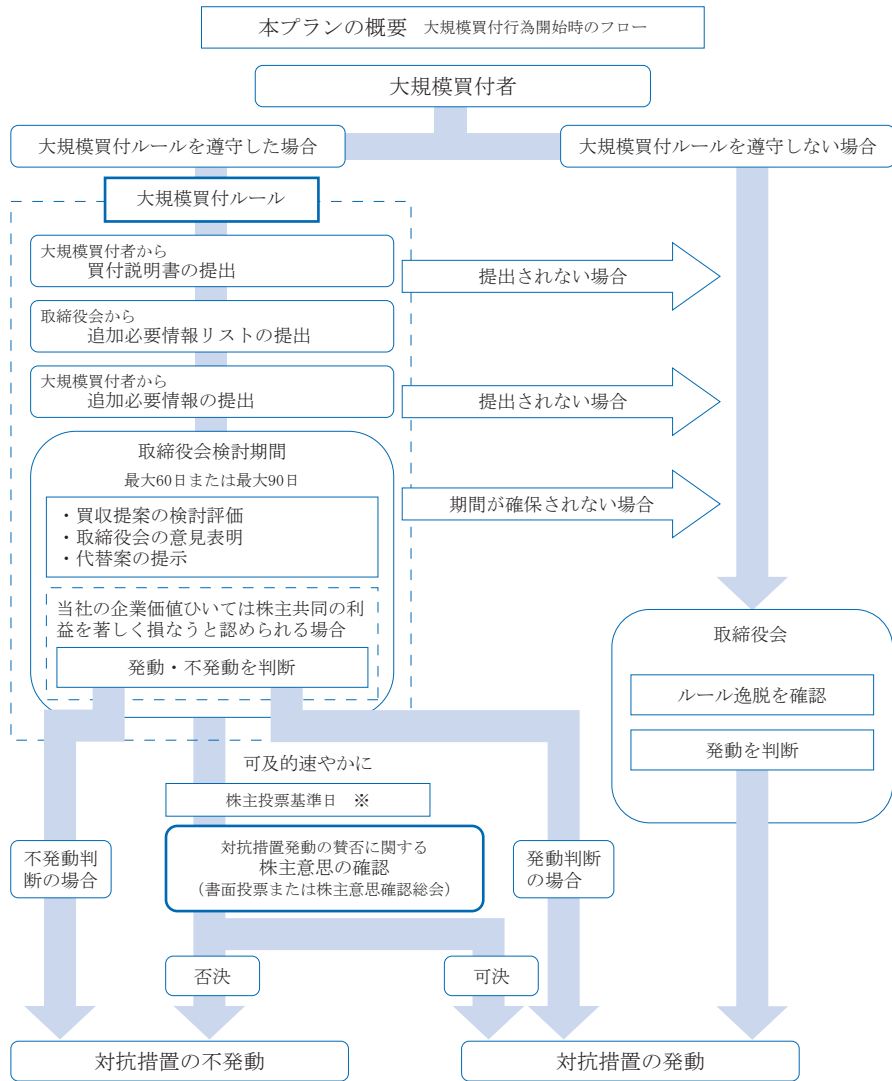
別紙 1

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社といたしましては、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。



※ 株主投票基準日の公告は、当該基準日の遅くとも2週間前までに行うものとします。

別紙 3

新株予約権無償割当ての概要

本プランに基づき発動する対抗措置として、新株予約権無償割当てを実施する場合、その概要は、以下のとおりとします。

1. 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当て期日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株（ただし、当社の保有する当社普通株式を除きます。）につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は金1円以上とします。

6. 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者（注11）

(ii) 特定大量保有者の共同保有者

(iii) 特定大量買付者（注12）

(iv) 特定大量買付者の特別関係者

(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

(vi) 上記(i)ないし(v)に記載の者の関連者（注13）（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができません。ただし、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記8.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象と

なります。

7. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

8. 当社による本新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、本新株予約権の効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の効力発生日後は行使期間の初日の前日までの間、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注11) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上であるもの、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注12) 公開買付によって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該大規模買付行為の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、堅調に推移する米国経済に牽引されて緩やかな成長を続けたましたが、英国のEU離脱問題に端を発するEUの結束力に対する懸念や、欧米諸国における保護主義姿勢の強まりなどにより、先行きの不透明感がよりいっそう強まりました。

わが国におきましては、年度前半の円相場は円高で推移しておりましたが、昨秋の米国大統領選挙後の年度後半は円安が進み、製造業を中心とした輸出企業にとって追い風となりました。一方で、消費者の節約志向はいまだに根強く、個人消費の低迷が長期化しております。

当社グループの主要市場である自動車市場、半導体検査市場、携帯端末市場におきましては、コモディティ化の進展に加えて、ADAS／自動運転やあらゆる機器がネットワークでつながる、いわゆるIoT (Internet of Things) など次世代テーマに向けた製品／技術開発競争が、新たな競合関係や合従連衡の動きとともに大きな潮流となっております。

このような状況の中、当社グループは、質の高い本格成長を期し、経営基本方針に掲げる3つのイノベーション（プロダクト／プロセス／パーソネル）の推進に引き続き取り組みました。特に、当期はプロセスイノベーションによる収益性の向上を最重要テーマと定め、車載通信機器セグメントにおける中国工場からベトナム工場へのさらなる生産移管拡大やEMS（製造受託会社）の積極活用によるファブライト化を引き続き推進いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、すべてのセグメントが増収となったことにより、440億7千7百万円（前期比+10.2%）と3期連続で過去最高の連結売上高を更新いたしました。営業損益につきましても、すべてのセグメントが前期比で増益となったことから、25億1千6百万円の利益（前期比+138.0%）となりました。経常損益につきましては、前期における為替差損計上に対し、当期は為替差益6千2百万円を計上したことなどから、26億8百万円の利益（前期比+217.2%）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、投資有価証券の退職給付信託設定益など特別利益6千6百万円、特許実施許諾料（過年度分）・製品保証費用など特別損失3億2千9百万円、繰延税金資産積み増しによる税金費用の減少などにより、23億8千1百万円の利益（前期比+477.6%）と、前期比で大幅な増益となりました。

(2) 事業別概況

セグメント別の業績は次のとおりであります。

<車載通信機器>

当セグメントの主要市場である自動車市場は、米国市場においては需要が頭打ちとなり、アセアン市場では需要の増減が入り混じっているものの、中国市場において安定的な需要の元に販売台数が順調に増加したことで、緩やかに拡大を続けております。国内におきましては、軽自動車における増税と不正データ問題を受けて販売台数が前期比で減少したものの、登録車の販売台数は安定して増加し、全体の新車販売台数は微増となりました。

このような状況の中、主力製品であるマイクロアンテナ／シャークフィンアンテナをはじめとする自動車メーカー向けアンテナは、米国・アセアン・中国を中心に海外向けの販売が伸長し、前期を大幅に上回りました。また、国内向けを主とする製品については、フィルムアンテナの販売が順調な推移となったほか、E T C車載アンテナはE T C 2.0対応需要により、前期を大幅に上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は320億2千9百万円（前期比+11.4%）と、前期比で大幅な増収となりました。セグメント損益につきましては、比較的利益率の高い製品の売上比率上昇や、ベトナム工場において製造要員の高い定着率により大幅に習熟度向上・生産性改善が進んだことなどから、11億5千2百万円の利益（前期比+291.7%）となりました。

今後は、自動運転／5 G（第5世代移動通信システム）など新規分野における、より先進的かつ付加価値の高い戦略製品の開発・投入を加速しつつ、中国／アセアン／欧州市場でのビジネス拡大や新規顧客獲得活動など、さらなる事業拡大と“重層化”を引き続き推進いたします。また、中国工場の開発機能強化と並行して、中国工場からベトナム工場へ生産機能の重心を移すべく生産移管を拡大するとともに、需要地域／製品などの特性に応じてE M S（製造受託会社）やアライアンスも積極活用し、さらなる収益構造革新を進めてまいります。

<回路検査用コネクタ>

当セグメントの主要市場である半導体検査市場は、パソコン向けの低迷、タブレット向けの減少や、スマートフォン向けの成長鈍化懸念の一方で、クラウドコンピューティング向けや電子制御化が進む車載分野向けの伸長とIoTの進展に伴い、全体としては成長が継続するものと見られております。

このような状況の中、当社グループの主力製品であるB G Aソケット等半導体後工程検査用治具の販売は、円高による減収効果があったものの、販売数量の増加により、前期を上回りました。また、高周波電子部品検査用M E M Sプローブカードを戦略製品とする半導体前工程検査用治具の販売も、拡販活動により、前期を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は68億8千3百万円（前期比+4.1%）と、前期比で増収となりました。セグメント損益につきましては、比較的利益率の高い製品の売上比率上昇やマレーシア工場における生産性向上と原価低減活動により、7億1千7百万円の利益（前期比+30.8%）となりました。

今後は、クラウドコンピューティング／車載／IoTといった分野での半導体需要増に的確に対応した戦略製品の開発・投入、投資効率の高い新生産ラインの導入を含めた国内／マレーシア工場での設備投資拡大及び原価低減活動の継続強化、高周波電子部品検査用MEMSプローブカードを中核に据えた半導体前工程検査領域での事業拡大を強力に推進いたします。また、積極的な提案活動による新規顧客の獲得と併せて、顧客ニーズに的確に応えるソリューション提供体制拡充による信頼関係強化により、さらに高収益な事業構造・安定的な事業運営への進化に努めてまいります。

<無線通信機器>

当セグメントの主要市場は携帯端末市場及びPOS端末市場であり、携帯端末市場は、中国のスマートフォンメーカーが販売台数を大幅に伸ばした半面、上位2社は減少に転じ、市場全体としての成長率は鈍化しております。一方のPOS端末市場は、物流／製造を始め幅広い業界での利用拡大が続いており、端末機器の多様化・高機能化とともに着実な成長が見込まれております。

このような状況の中、微細スプリングコネクタを中核製品とするファインコネクタ事業におきましては、携帯端末メーカー向けの販売が低迷した一方で、POS端末メーカー向けに加えて車載向けなどが順調に推移し、売上高は前期を上回りました。

当セグメントに含めておりますメディカル・デバイス事業につきましても、国内外ともに大手顧客向け販売が伸長し、売上高は前期を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は、51億6千4百万円（前期比+11.7%）と、前期比で大幅な増収となりました。セグメント損益につきましては、比較的利益率の高い製品の売上比率上昇や原価低減活動などにより、5億7千4百万円の利益（前期比+226.3%）となりました。

今後は、ファインコネクタ事業につきましては、防水・二体成形など要素技術の拡大・進化を推進するとともに、POS端末市場におけるさらなるシェア拡大、光学機器／車載分野におけるビジネス拡大、台湾など成長市場でのマーケティング・試作開発機能強化により、事業の再成長と製品・市場・顧客の“重層化”に引き続き取り組んでまいります。

メディカル・デバイス事業につきましては、量産化を間近に控えたガイドワイヤ／カテーテルユニット製品の確実な立上げによる本格的な事業成長を目指すとともに、生産拠点の海外展開や外注活用の拡大など、事業拡大を見据えたサプライチェーンの“重層化”も推進してまいります。

(セグメント別連結売上高 前期比較)

	前連結会計年度 自 平成27年4月 至 平成28年3月	当連結会計年度 自 平成28年4月 至 平成29年3月	前 期 比
車 載 通 信 機 器	28,761 百万円	32,029 百万円	+11.4 %
回路検査用コネクタ	6,614	6,883	+4.1
無 線 通 信 機 器	4,622	5,164	+11.7
合 計	39,998	44,077	+10.2

(セグメント別連結売上高 四半期別推移)

	第 1 四 半 期 連結会計期間 自 平成28年4月 至 平成28年6月	第 2 四 半 期 連結会計期間 自 平成28年7月 至 平成28年9月	第 3 四 半 期 連結会計期間 自 平成28年10月 至 平成28年12月	第 4 四 半 期 連結会計期間 自 平成29年1月 至 平成29年3月
車 載 通 信 機 器	7,506 百万円	7,567 百万円	8,134 百万円	8,821 百万円
回路検査用コネクタ	1,747	1,690	1,555	1,890
無 線 通 信 機 器	1,129	1,295	1,395	1,343
合 計	10,383	10,553	11,085	12,055

(地域別連結売上高 前期比較)

	前連結会計年度 自 平成27年4月 至 平成28年3月	当連結会計年度 自 平成28年4月 至 平成29年3月	前 期 比
日 本	13,982 百万円	16,117 百万円	+15.3 %
欧 米	14,909	15,624	+4.8
ア ジ ア	11,105	12,335	+11.1
合 計	39,998	44,077	+10.2
海 外 売 上 高 比 率	65.0 %	63.4 %	△1.6 p

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、21億8千9百万円であります。

設備投資の概要は、次のとおりであります。

(1) 有形固定資産

① 車載通信機器セグメント

中国工場の開発機能強化と並行して、中国工場からベトナム工場へ生産機能の重心を移すべく生産移管を拡大し、中国・ベトナムでの二大主力生産拠点体制の確立を推進しております。中国生産子会社である東莞友華汽车配件有限公司での量産設備等の導入とともにベトナム生産子会社であるYOKOWO VIETNAM CO., LTD.での工場拡張工事等により、総額12億3千3百万円の設備投資を実施いたしました。

② 回路検査用コネクタセグメント

半導体検査用治具の受注拡大および短納期化に対応すべく日本国内生産拠点およびマレーシア生産子会社であるYOKOWO ELECTRONICS (M) SDN. BHD.で各種設備の新規投資を行ったことにより、総額4億6千8百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 無線通信機器セグメント

中国生産子会社である東莞友華電子有限公司やマレーシア生産子会社であるYOKOWO ELECTRONICS (M) SDN. BHD.におけるファインコネクタ事業の量産設備等の更新および増設を行うとともに、メディカル・デバイス事業の販売拡大に対応すべく日本国内生産拠点で量産設備等を増設したことにより、総額3億4千8百万円の設備投資を実施いたしました。

(2) 無形固定資産

当社グループ全体の業務効率化を実現するために基幹系情報システムの環境整備や更新などを行うことにより、総額1億3千8百万円の設備投資を実施いたしました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、当社グループの業量拡大に伴う運転資金需要および海外製造拠点での設備投資資金需要に対応するため5百万米ドルの追加借入を実施いたしました。また、前連結会計年度から引き続き為替変動リスクのヘッジを目的として外貨建て短期借入金16百万米ドルの借り換えを実施いたしました。

4. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

- (1) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当する事項はありません。
- (2) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当する事項はありません。
- (3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当する事項はありません。
- (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当する事項はありません。

5. 対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

当社グループは、創立以来「常に時代の先駆者でありたい」と考え、急速に進化する情報通信・電子部品業界で、「アンテナスペシャリスト」、「ファインコネクタスペシャリスト」、「マイクロウェーブ（高周波）スペシャリスト」、「先端デバイススペシャリスト」としてのコアコンピタンスを活かし、主要市場である自動車市場・半導体検査市場・携帯端末市場・先端医療機器市場向けに当社独自の先進技術力を駆使し、革新的な先端製品を提供してまいりました。

当社グループは、企業価値のさらなる向上を目指し、以下の経営の基本方針を掲げております。

<経営の基本方針>

- ① 品質第一主義に徹し、最高品質と環境負荷物質ゼロ化により、「ヨコオ品質ブランド」を確立する
- ② 「技術立脚企業」として、アンテナ・マイクロウェーブ・セラミック・微細精密加工技術をさらに強化・革新するとともに、製品の付加価値向上に貢献する新技術を積極的に導入し、顧客の製品機能多様化・適用技術多様化へのニーズに応える
- ③ プロダクト・イノベーション（事業構造・製品構造の革新）、
プロセス・イノベーション（事業運営システムの革新）、
パーソネル・イノベーション（人材の革新）
の3つの革新を推進することにより、「進化経営」を具現化する

(2) 目標とする経営指標

<中期経営基本目標>

当社グループは、以下の指標を中期経営基本目標として掲げております。

- ビジネスモデル革新による質の高い本格成長とミニマム8（エイト）の達成
ミニマム8： 売上高成長率・売上高営業利益率・自己資本利益率を8％以上確保

(3) 中長期的な会社の経営戦略

世界経済のパラダイムシフトは弛むことなく続いており、新技術や新製品の急速な普及により先行者利益が希薄化・喪失する“コモディティ化”と、異なる分野の技術・製品が融合し新たな市場が創出される“ボーダレス化”は、絶えず進展しております。

当社グループは、このような状況の中、持続的な企業価値の向上を目指し、経営の基本方針に掲げる3つのイノベーション（プロダクト／プロセス／パーソネル）の推進に取り組んでおります。当期（平成29年3月期）におきましては、3期連続で過去最高の連結売上高を更新し、営業利益も前期比で大幅な増益となり、中期経営基本目標の一つである「売上高営業利益率を8%以上確保」に一步近づく結果となりました。

中期経営基本目標である「ミニマム8」を恒常的に実現する体制を構築するためには、ビジネスモデル革新まで踏み込んだ全社収益構造の革新が不可欠であるとの考えから、事業ミックスの高度化／固定費効率の抜本的な向上／グローバル事業運営体制／付加価値創出の高度化などの観点から主要事業の構造を見直すとともに、プロダクト・イノベーションで進めてきた新規テーマ・新製品を確実に事業化・量産化へとつなげるにより、さらなる成長性・収益性を追求してまいります。

現在遂行中の中期経営計画（平成28年3月期～平成32年3月期）の骨子は、以下のとおりです。

●中期経営計画の全社基本方針

1) 盤石な収益構造確立に向けたビジネスモデル革新

① 事業ミックスの高度化

- ・車載通信機器セグメントの高付加価値製品へのシフト
- ・回路検査用コネクタ／無線通信機器セグメントの新分野本格拡大などビジネスモデル革新

② 固定費効率の抜本的な向上

- ・グローバル顧客への即応体制強化（24時間／365日接続）
- ・投資効率を大幅に向上させた新生産ラインの具現化

2) 質の高い本格成長に向けたビジネスモデル革新の深掘

① グローバル事業運営体制の構築

- ・世界主要エリアごとの統括体制構築とマネジメント人材の配置
- ・現地採用中核人材の戦略的育成施策の展開

② 事業の付加価値創出の高度化

- ・戦略製品の開発／投入サイクルの高速化
- ・顧客現場課題のソリューション提供サービスを顧客満足向上と付加価値創出の機会として設定

- ③ プロダクト・イノベーション／新事業開発の推進体制革新
 - ・戦略新製品の早期立ち上げに向けた事業部技術部門、技術本部、研究開発部の一体運営体制確立
 - ・国内外研究開発機関とのオープンイノベーションの推進
- ④ 先端技術顧客のパートナーたりえるガバナンス体制の確立
 - ・情報セキュリティに関する国際標準規格 I S O 27001 の日本取得に続き全拠点での取得
 - ・先端技術顧客にソリューションを提供できる測定・検査環境の整備と人材の集積

(4) 会社の対処すべき課題

当連結会計年度におきましては、前記のとおり増収増益となったものの、中期経営基本目標の一つである「売上高営業利益率を8%以上確保」は依然として未達成であり、さらなる収益性向上が最重要課題であることに変わりはないと認識しております。前記の中期経営計画の3期目である平成30年3月期におきましては、以下の点に重点的に取り組みます。

- ① 車載通信機器セグメント
中国工場からベトナム工場への移管拡大、付加価値／受注規模など製品ごとの特性に応じた外注化の推進、投資効率を大幅に向上させた新生産ラインへの置き換えなど、コスト競争力強化による収益性向上
- ② 回路検査用コネクタセグメント
投資効率を大幅に向上させた新生産ラインへの置き換え・増設、付加価値が比較的低い製品の設計・生産外注化、半導体前工程検査領域への本格進出によるさらなる売上拡大・収益性向上
- ③ 無線通信機器セグメント
ファインコネクタ事業：新市場進出・新規取引開始などによる売上・利益拡大
メディカル・デバイス事業：量産化テーマの確実な立上げ、海外生産体制の検討・構築などによる高収益事業体制の確立
- ④ 新規事業領域
L T C C事業：L E D用基板の量産テーマの確実な立上げによる全社利益貢献

また、グローバルに事業展開する企業としてさらに高い水準でC S R（企業の社会的責任）を果たさなければならないとの認識から、環境／コンプライアンス／コーポレートガバナンス／人権保護／情報資産保護など、総合的なC S Rの取組みを引き続き推進してまいります。

当社グループは、中期経営計画に基づき、中期経営基本目標の達成に全力を挙げて取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後ともご理解、ご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

6. 財産および損益の状況の推移

(金額単位：千円、1株当たり金額単位：円/銭)

区 分	第76期 (平成26年3月期)	第77期 (平成27年3月期)	第78期 (平成28年3月期)	第79期 (平成29年3月期)
売 上 高	32,970,637	34,414,821	39,998,455	44,077,368
営 業 利 益	553,115	871,306	1,057,298	2,516,573
経 常 利 益	884,503	1,713,869	822,399	2,608,450
親会社株主に帰属する当期純利益	629,926	1,609,226	412,333	2,381,767
1株当たり当期純利益	31.49	80.44	20.61	118.94
総 資 産 額	25,949,895	29,000,613	29,448,459	33,319,808
純 資 産 額	17,768,305	20,240,497	18,950,814	20,836,106
1株当たり純資産額	888.20	1,011.37	946.30	1,034.63

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 第76期(平成26年3月期)においては、車載通信機器／回路検査用コネクタ両セグメントの受注増などによる大幅伸長などにより、売上高は329億7千万円(前期比+12.9%)となりました。営業利益は、売上高増に伴う増益の一方、製品・事業構成の変化や価格競争激化などによる利益率低下、中国における労務費増加、その他一時的費用の発生などにより、5億5千3百万円(前期比+4.5%)となりました。経常利益は、円安進行に伴う為替差益を計上したものの前期の計上額を下回ったことなどから、8億8千4百万円(前期比△8.2%)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、携帯端末用アンテナ事業からの撤退に伴う事業構造改善費用の計上があったものの、投資有価証券売却益の計上や税金費用の減少などにより、6億2千9百万円(前期比+5.3%)となりました。
3. 第77期(平成27年3月期)においては、無線通信機器セグメントの大幅な減収の半面、車載通信機器／回路検査用コネクタの両セグメントの増収により、344億1千4百万円(前期比+4.4%)と、過去最高の売上高を達成いたしました。営業利益は、車載通信機器セグメントが中国における労務費上昇、円安によるコストアップの影響、米国港湾ストライキに伴う多額の製品緊急輸送費発生などから減益となり、無線通信機器セグメントが大幅減収に伴い減益となったものの、回路検査用コネクタセグメントがマレーシア工場への生産移管拡大と原価低減活動により利益率が向上し増益となったことから、8億7千1百万円(前期比+57.5%)となりました。経常利益は、急激な円安進行に伴う為替差益8億1千万円の計上などにより、17億1千3百万円(前期比+93.8%)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益など特別利益1億1千9百万円の計上などにより、16億9百万円(前期比+155.5%)となりました。
4. 第78期(平成28年3月期)においては、車載通信機器／無線通信機器の両セグメントの増収により、399億9千8百万円(前期比+16.2%)と、2期連続で過去最高の売上高を更新いたしました。営業利益は、車載通信機器セグメントにおけるベトナム工場の生産性改善、回路検査用コネクタ／無線通信機器の両セグメントにおける製品構成変化や原価低減活動などにより、10億5千7百万円(前期比+21.3%)となりました。経常利益は、前期における多額の為替差益計上に対し、当期は大幅な円高に伴い為替差損2億8千7百万円を計上したことなどから、8億2千2百万円(前期比△52.0%)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益など特別利益5億6千2百万円、事業構造改善費用・製品保証費用など特別損失5億6千1百万円、海外子会社における税金費用増加などにより、4億1千2百万円(前期比△74.4%)となりました。
5. 第79期(平成29年3月期)については、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

7. 重要な子会社の状況（平成29年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) ヨコオ通信システム	100,000千円	100%	車載通信機器の製造ならびに販売
(株) ヨコオプレシジョン	100,000千円	100%	回路検査用コネクタ・無線通信機器の製造ならびに販売
YOKOWO EUROPE LTD.	500千 スターリングポンド	100%	全事業分野製品の販売
YOKOWO AMERICA CORPORATION	1,100千米ドル	100%	回路検査用コネクタ・無線通信機器の販売
YOKOWO MANUFACTURING OF AMERICA LLC	500千米ドル	100%	車載通信機器の製造ならびに販売
香 港 友 華 有 限 公 司	46,800千香港ドル	100%	車載通信機器・無線通信機器の販売
友華貿易（香港）有限公司	5,000千香港ドル	100%	回路検査用コネクタ・無線通信機器の販売
東莞友華電子有限公司	85,279千元	100%	無線通信機器の製造ならびに販売
東莞友華汽車配件有限公司	114,974千元	100%	車載通信機器の製造ならびに販売
東莞友華通信配件有限公司	33,063千元	100%	車載通信機器・回路検査用コネクタの販売
友華科技股份有限公司	30,000千台湾ドル	100%	全事業分野製品の販売
YOKOWO ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	24,985千 マレーシアリングット	100%	全事業分野製品の製造ならびに販売
YOKOWO (SINGAPORE) PTE. LTD.	1,000千 シンガポールドル	100%	全事業分野製品の販売
YOKOWO (THAILAND) CO.,LTD.	15,500千タイバーツ	100%	車載通信機器の販売
YOKOWO VIETNAM CO.,LTD.	3,500千米ドル	100%	車載通信機器の製造ならびに販売

(注) 1. YOKOWO MANUFACTURING OF AMERICA LLCは、当社子会社（YOKOWO AMERICA CORPORATION）による100%間接保有です。

2. 東莞友華電子有限公司および東莞友華汽車配件有限公司は、当社子会社（香港友華有限公司）による100%間接保有です。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

8. 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

セグメント	主 要 製 品 名	当連結会計年度の 連 結 売 上 高 (売上高構成比)
車載通信機器	●車載アンテナ マイクロアンテナ／シャークフィンアンテナ (AM／FM波、多周波複合) 地上デジタルTV用フィルムアンテナ GPSアンテナ ETC車載器アンテナ／ETC2.0対応車載アンテナ ●車載コンポーネント 車載通信機器用ハーネス ガラスアンテナ用アンプ ●ERP・ETC通信機器 ERP・ETC路側機	32,029百万円 (72.7%)
回路検査用 コネクタ	●半導体後工程検査用治具 IC検査用BGAソケット IC検査用インターコネクティングユニット 電子デバイス検査用テストヘッド ハイギガソケット ●半導体前工程検査用治具 ウエハ検査用垂直プローブカード 高周波電子部品検査用MEMSプローブカード 実機能検査用クリップコネクタ ●半導体検査用インターポーザ基板 セラミックLTCCインターポーザ基板 ●LED用LTCC基板 車載LEDライト用LTCC基板	6,883百万円 (15.6%)
無線通信機器	●業務用電子機器向けコネクタ ポータブル情報端末向け高耐久・防水コネクタ 業務用PC等向け高耐久・防水・高速伝送コネクタ ●民生用電子機器向けコネクタ スマートフォン端末向けスプリングコネクタ 光学機器向けスプリングコネクタ ウェアラブル機器向けI/Oコネクタ ●医療用カテーテル向け微細精密加工部品・組立加工品 マーカリング、ガイドワイヤ用コイル他 カテーテルユニット／ガイドワイヤユニット	5,164百万円 (11.7%)

9. 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

(1) 当 社	事 業 所 名	所 在 地
	本 社	東 京 都 北 区
	富 岡 工 場	群 馬 県 富 岡 市
	先 端 デ バ イ ス セ ン タ ー	群 馬 県 富 岡 市
	M E M S 開 発 セ ン タ ー	埼 玉 県 入 間 郡
	大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
	中 部 営 業 所	愛 知 県 豊 橋 市
	宇 都 宮 営 業 所	栃 木 県 宇 都 宮 市

(2) 子会社	会 社 名	所 在 地
国 内 生 産 拠 点	(株) ヨ コ オ 通 信 シ ス テ ム	群 馬 県 富 岡 市
	(株) ヨ コ オ プ レ シ ジ ョ ン	群 馬 県 富 岡 市
海 外 販 売 拠 点	YOKOWO AMERICA CORPORATION	ア メ リ カ
	YOKOWO DE MEXICO S.A. DE C.V.	メ キ シ コ
	YOKOWO EUROPE LTD.	イ ギ リ ス
	友 華 貿 易 (香 港) 有 限 公 司	香 港
	東 莞 友 華 通 信 配 件 有 限 公 司	中 国
	友 華 科 技 股 份 有 限 公 司	台 湾
	YOKOWO (SINGAPORE) PTE. LTD.	シ ン ガ ポ ー ル
	YOKOWO (THAILAND) CO.,LTD.	タ イ
海 外 生 産 拠 点	YOKOWO MANUFACTURING OF AMERICA LLC	ア メ リ カ
	東 莞 友 華 電 子 有 限 公 司	中 国
	東 莞 友 華 汽 車 配 件 有 限 公 司	中 国
	YOKOWO ELECTRONICS (M) SDN.BHD.	マ レ ー シ ア
	YOKOWO VIETNAM CO.,LTD.	ベ ト ナ ム
海外生産資材供給拠点	香 港 友 華 有 限 公 司	香 港

10. 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

セグメント等の名称	従業員数（前期末比）
車載通信機器	5,710名（+395名）
回路検査用コネクタ	501名（+40名）
無線通信機器	356名（+17名）
全社共通	494名（+64名）
合計	7,061名（+516名）

（注）従業員数は就業人員であります。

（2）当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
659名	+56名	40.9歳	13.5年

（注）従業員数は就業人員であります。

11. 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社群馬銀行	1,485,330 千円
三菱UFJ信託銀行株式会社	879,235
株式会社みずほ銀行	636,570
株式会社りそな銀行	636,570
株式会社三菱東京UFJ銀行	318,285
合計	3,955,990

（注）1. 借入額は、企業集団における借入金の合計残高金額であります。

2. 上記借入金のほか、5行との間に、総額25億円の貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 40,000,000株
2. 発行済株式の総数 20,849,878株（うち自己株式 728,888株）
3. 株主数 4,890名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,988千株	14.8%
株 式 会 社 群 馬 銀 行	990	4.9
ヨ コ オ 取 引 先 持 株 会	850	4.2
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG /JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	800	3.9
ヨ コ オ 自 社 株 投 資 会	750	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	678	3.3
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	595	2.9
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	451	2.2
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	446	2.2
株 式 会 社 り そ な 銀 行	445	2.2

- （注） 1. 当社は自己株式を 728千株保有していますが、上記の大株主からは除外しております。
2. 上記の持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 上記の持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出し、小数点以下第2位以下を切り捨てて表示しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、平成26年6月27日開催の第76期定時株主総会および取締役会における決議に基づき、平成26年8月8日付けで当社の取締役（社外取締役を除く）および従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を割り当てております。当事業年度の末日時点における当該新株予約権の概要につきましては、下記1. および「(ご参考)」のとおりです。

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	株式会社ヨコオ 2014年発行 新株予約権
新株予約権の数	150個（新株予約権1個につき普通株式100株）
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	2名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 15,000株
新株予約権の発行価額	1個当たり 7,400円（1株当たり 74円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり56,500円（1株当たり565円）
新株予約権の行使期間	平成28年8月8日から平成32年8月7日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役または監査役のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社または当社子会社の取締役または監査役の地位を喪失した場合はこの限りではない。
新株予約権の取得条項	下記に定める取得条項判定期間の各日（取引が成立をしない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下記の取得条項判定価額を下回った場合、当社取締役会が別途定める日に、当社は、当該日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。 取得条項判定期間：平成26年8月9日から平成28年8月7日まで 取得条項判定価額：400円

（注）上表には、本新株予約権の割当て時において従業員であった者1名に対して無償で割り当てられた新株予約権50個（目的である株式：当社普通株式5,000株）が含まれております。当該新株予約権の主な行使条件については、後掲「(ご参考)」に記載のとおりです。

2. 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当する事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

(ご参考)

平成26年6月27日開催の取締役会における決議に基づき、平成26年8月8日付けで当社の従業員に対して、ストックオプションとして割り当てた新株予約権の、当事業年度の末日時点における概要につきましては、以下のとおりです。

名称	株式会社ヨコオ 2014年発行 新株予約権
新株予約権の数	2,048個（新株予約権1個につき普通株式100株）
保有人数 当社従業員	184名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 204,800株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり56,500円（1株当たり565円）
新株予約権の行使期間	平成28年8月8日から平成32年8月7日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
新株予約権の取得条項	下記に定める取得条項判定期間の各日（取引が成立をしない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下記の取得条項判定価額を下回った場合、当社取締役会が別途定める日に、当社は、当該日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。 取得条項判定期間：平成26年8月9日から平成28年8月7日まで 取得条項判定価額：400円

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	柳 沢 和 介	
代 表 取 締 役	徳 間 孝 之	執行役員社長
取 締 役	深 川 浩 一	執行役員専務 経営企画本部長 情報セキュリティ委員会委員長
社 外 取 締 役	大 橋 周 治	公認会計士大橋周治事務所 代表 株式会社日本能率協会コンサルティング 顧問 株式会社セブン銀行 社外取締役
社 外 取 締 役	村 松 邦 子	株式会社ウェルネス・システム研究所 代表取締役 株式会社シーボン 社外取締役 NPO法人GEWEL 代表理事 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ） 理事 一般社団法人経営倫理実践研究センター 主任研究員
常 勤 監 査 役	真 下 泰 史	
社 外 監 査 役	古 田 徹	群馬総合スタッフ株式会社 代表取締役社長
社 外 監 査 役	栃 木 敏 明	のぞみ総合法律事務所 パートナー弁護士 アジアグロースキャピタル株式会社 社外監査役 日本弁護士政治連盟 副理事長

(注) 1. 当社役員の重要な兼職として記載した法人等と当社グループとの間における取引関係の有無については、次の

(1) および (2) のとおりであり、これら以外には、記載すべき取引関係はありません。

(1) 社外取締役 大橋周治氏が顧問を務める株式会社日本能率協会コンサルティング、その親会社である社団法人日本能率協会およびそのグループ会社と当社グループとの間には、当社従業員向け教育講座・一般向けセミナーの受講料支払等の取引実績がありますが、一般的な取引であり、当連結会計年度末までの直近5年間における取引額の総額は3,955千円です。

(2) 社外監査役 栃木敏明氏がパートナー弁護士であるのぞみ総合法律事務所と当社グループの間には、同事務所に所属する他の弁護士に対する法律相談等報酬の取引実績がありますが、当連結会計年度のみにおける一般的な取引であり、その取引の額は2,043千円です。

2. 監査役 真下泰史氏は、当社の経理部門において決算業務に長年従事したほか、経理部長として同部門を指揮・統轄した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 当社は、取締役 大橋周治氏および村松邦子氏、監査役 古田 徹氏および栃木敏明氏の4名を、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定される独立役員に指定しております。

4. 当事業年度中の取締役の異動

取締役 村松邦子氏は、平成28年6月29日開催の第78期定時株主総会において選任され、同日就任いたしました。

<ご参考>

当社は執行役員制度を採用しており、平成29年3月31日現在の執行役員体制は次のとおりです。

氏 名	担 当 ・ 地 位
徳 間 孝 之	執行役員社長
深 川 浩 一	執行役員専務 経営企画本部長
横 尾 健 司	管理本部長
柳 澤 勝 平	V C C S 事業部長
田 代 宏	MD 事業部長
石 塚 真 一	技術本部長 兼 品質保証本部担当
草 野 信 司	生産革新本部長
安 部 富 夫	購買本部長
藤 田 豊	YOKOWO MANUFACTURING OF AMERICA LLC M.D.
岡 崎 実 明	C T C 事業部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第30条および第36条第2項に基づき、取締役 大橋周治氏、取締役 村松邦子氏、監査役 古田 徹氏および監査役 栃木敏明氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち 社外取締役)	5 名 (2 名)	134,126千円 (6,300千円)
監 査 役 (うち 社外監査役)	3 名 (2 名)	20,400千円 (6,000千円)
合 計 (うち 社外役員)	8 名 (4 名)	154,526千円 (12,300千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給額には、社外取締役を除く取締役3名に対してストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額326千円を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第76期定時株主総会において、金銭報酬として年額2億8千万円以内（うち、社外取締役に対する報酬を1千万円以内とする。また、使用人分給与は含まない。）とするほか、これとは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として

年額5千万円以内かつ年間付与株式数5万株以内と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、昭和62年6月26日開催の第49期定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。
5. 取締役および監査役に対する賞与は、上記3. および4. の報酬限度額とは別枠とし、株主総会における役員賞与支給議案の承認可決をもって支給することとしております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 大橋周治氏

他の法人等の業務執行者の兼任状況	公認会計士大橋周治事務所 代表
他の法人等の社外役員の兼任状況	株式会社セブン銀行 社外取締役
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当する事項はありません。
当事業年度における主な活動状況	取締役会17回開催15回出席（出席率88.2%） 企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験に基づき、助言・提言および当社経営の監視・監督を行っております。 なお、当事業年度中に開催された監査役会18回中16回に出席し、取締役会議題についての事前説明を社外監査役と共に受け、意見交換等を行ったほか、必要な範囲で監査役会報告・審議事案の共有を行いました。

(2) 取締役 村松邦子氏

他の法人等の業務執行者の兼任状況	株式会社ウェルネス・システム研究所 代表取締役 NPO法人GEWEL 代表理事
他の法人等の社外役員の兼任状況	株式会社シーボン 社外取締役
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当する事項はありません。
当事業年度における主な活動状況	当社社外取締役就任日（平成28年6月29日）以後に開催された取締役会13回中13回出席（出席率100%） 企業倫理・ダイバーシティ推進に関する高い知見および事業会社での実務経験を活かして当社経営の監視・監督を行っております。 なお、当社社外取締役就任日以後に開催された監査役会14回中11回に出席し、取締役会議題についての事前説明を社外監査役と共に受け、意見交換等を行ったほか、必要な範囲で監査役会報告・審議事案の共有を行いました。

(3) 監査役 古田 徹氏

他の法人等の業務執行者の兼任状況	群馬総合スタッフ株式会社 代表取締役社長
他の法人等の社外役員の兼任状況	該当する事項はありません。
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当する事項はありません。
当事業年度における主な活動状況	取締役会17回開催17回出席（出席率100%） 監査役会18回開催18回出席（出席率100%） 人事・労務・コンプライアンスの分野における豊富な知識と経験に基づき、助言・提言を行っております。

(4) 監査役 栃木敏明氏

他の法人等の業務執行者の兼任状況	のぞみ総合法律事務所 パートナー弁護士
他の法人等の社外役員の兼任状況	アジアグロースキャピタル株式会社 社外監査役
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当する事項はありません。
当事業年度における主な活動状況	取締役会17回開催17回出席（出席率100%） 監査役会18回開催18回出席（出席率100%） 弁護士としての専門的見地から助言・提言を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、以下の会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 香港友華有限公司 | 東莞友華汽車配件有限公司 |
| 友華貿易（香港）有限公司 | 東莞友華通信配件有限公司 |
| 東莞友華電子有限公司 | YOKOWO ELECTRONICS (M) SDN.BHD. |
| YOKOWO (SINGAPORE) PTE.LTD. | 友華科技股份有限公司 |
| YOKOWO VIETNAM CO.,LTD. | YOKOWO (THAILAND) CO.,LTD. |

3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ. その他企業集団の現況に関する重要な事項

1. 役員体制の変更について

当社は、平成29年3月24日付で公表したとおり、6月29日付にて以下のとおり役員体制変更を行うことを決定（内定）いたしました。なお、変更後体制の取締役候補者については、平成29年6月29日開催の第79期定時株主総会に選任議案を付議いたします。

■取締役・監査役および執行役員の体制

現行（平成29年4月1日より）				変更後（平成29年6月29日付）			
取締役会長	柳 沢 和 介			代表取締役	徳 間 孝 之		
代表取締役	徳 間 孝 之			取締役	深 川 浩 一		
取締役	深 川 浩 一			取締役	横 尾 健 司		
社外取締役	大 橋 周 治			社外取締役	大 橋 周 治		
社外取締役	村 松 邦 子			社外取締役	村 松 邦 子		
常勤監査役	真 下 泰 史			常勤監査役	真 下 泰 史		
社外監査役	古 田 徹 明			社外監査役	古 田 徹 明		
社外監査役	栃 木 敏 明			社外監査役	栃 木 敏 明		
執行役員常務	横 尾 健 司			執行役員常務	柳 澤 勝 平		
執行役員常務	柳 澤 勝 平			執行役員	石 塚 真 一		
執行役員	石 塚 真 一			執行役員	草 野 信 司		
執行役員	草 野 信 司			執行役員	安 部 富 夫		
執行役員	安 部 富 夫			執行役員	藤 田 豊 明		
執行役員	藤 田 豊 明			執行役員	岡 崎 実 明		
執行役員	岡 崎 実 明			執行役員	坂 田 毅 博		
執行役員	坂 田 毅 博			執行役員	井 下 原 博		
執行役員	井 下 原 博			執行役員	清 水 雅 樹		
執行役員	清 水 雅 樹			執行役員	清 水 雅 樹		

2. 特許権に関する和解について

当社は、原田工業株式会社より、当社グループが製造し国内で販売する一部の車載アンテナ製品が同社の保有する特許権を侵害しているとして、平成26年10月28日付および平成27年8月6日付で東京地方裁判所に訴訟を提起され、それぞれ平成28年5月26日付および平成28年11月24日付で当社敗訴の判決が下されておりました。当社はこれらを不服として、両訴訟とも知的財産高等裁判所に控訴しておりましたが、平成29年1月17日付で同社と和解に至りました。

本和解は、訴訟に係る特許権に関して実施許諾料を同社に支払うことで一部製品の製造・販売の実施許諾が得られることを主な内容としており、これにしたがい、当社は、当期（平成29年3月期）分の特許実施許諾料として1億5千1百万円を当期の営業費用に、前期（平成28年3月期）以前分の特許実施許諾料1億2千7百万円および解決金5千5百万円を当期の特別損失に、それぞれ計上いたしました。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,443,473	流 動 負 債	10,081,555
現 金 及 び 預 金	5,818,150	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,690,100
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	9,248,141	短 期 借 入 金	2,364,965
商 品 及 び 製 品	3,110,795	リ ー ス 債 務	203,519
仕 掛 品	353,943	未 払 法 人 税 等	188,500
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,438,513	繰 延 税 金 負 債	23,821
繰 延 税 金 資 産	457,075	賞 与 引 当 金	425,980
そ の 他	1,033,778	そ の 他	2,184,666
貸 倒 引 当 金	△16,924	固 定 負 債	2,402,147
固 定 資 産	10,876,335	長 期 借 入 金	1,600,000
有 形 固 定 資 産	7,782,936	リ ー ス 債 務	401,306
建 物 及 び 構 築 物	2,184,995	繰 延 税 金 負 債	78,009
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,659,702	製 品 保 証 引 当 金	89,123
工 具、器 具 及 び 備 品	1,344,345	退 職 給 付 に 係 る 負 債	144,034
土 地	757,665	長 期 未 払 金	89,673
リ ー ス 資 産	475,262	負 債 合 計	12,483,702
建 設 仮 勘 定	360,964	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	579,863	株 主 資 本	19,767,282
リ ー ス 資 産	72,907	資 本 金	3,996,269
そ の 他	506,956	資 本 剰 余 金	3,981,928
投 資 そ の 他 の 資 産	2,513,535	利 益 剰 余 金	12,642,063
投 資 有 価 証 券	1,667,897	自 己 株 式	△854,956
繰 延 税 金 資 産	194,524	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	1,977
そ の 他	651,113	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,052,557
資 産 合 計	33,319,808	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	382,371
		為 替 換 算 調 整 勘 定	406,640
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	263,546
		新 株 予 約 権	16,265
		純 資 産 合 計	20,836,106
		負 債 純 資 産 合 計	33,319,808

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		44,077,368
売上原価		35,251,012
売上総利益		8,826,356
販売費及び一般管理費		6,309,782
営業利益		2,516,573
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	46,619	
為替差益	62,347	
その他	52,004	160,970
営業外費用		
支払利息	56,319	
支払手数料	7,906	
その他	4,867	69,093
経常利益		2,608,450
特別利益		
固定資産売却益	2,263	
退職給付信託設定益	64,010	66,273
特別損失		
固定資産除却損	27,620	
固定資産売却損	1,385	
製品保証費用	16,358	
製品保証引当金繰入額	102,142	
訴訟和解金	182,222	329,728
税金等調整前当期純利益		2,344,995
法人税、住民税及び事業税	533,543	
法人税等調整額	△566,140	△32,597
当期純利益		2,377,592
非支配株主に帰属する当期純損失		△4,175
親会社株主に帰属する当期純利益		2,381,767

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	自 己 株 式 申込証拠金	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,996,269	3,981,928	10,602,677	△991,475	－	17,589,400
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△280,071			△280,071
親会社株主に帰属する当期純利益			2,381,767			2,381,767
自 己 株 式 の 取 得				△362		△362
自 己 株 式 の 処 分			△62,310	136,881		74,571
自己株式申込証拠金の入金					1,977	1,977
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	2,039,386	136,519	1,977	2,177,882
当 期 末 残 高	3,996,269	3,981,928	12,642,063	△854,956	1,977	19,767,282

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	201,384	819,060	320,525	1,340,969	20,444	18,950,814
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△280,071
親会社株主に帰属する当期純利益						2,381,767
自 己 株 式 の 取 得						△362
自 己 株 式 の 処 分						74,571
自己株式申込証拠金の入金						1,977
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	180,986	△412,419	△56,979	△288,412	△4,178	△292,590
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	180,986	△412,419	△56,979	△288,412	△4,178	1,885,291
当 期 末 残 高	382,371	406,640	263,546	1,052,557	16,265	20,836,106

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,909,182	流 動 負 債	9,771,136
現金及び預金	3,054,994	支払手形	302,748
受取手形	132,060	電 子 記 録 債 務 金	1,721,267
電子記録債権	1,477,134	買掛金	3,903,619
商品及び製品	7,237,719	短期借入金	2,355,990
仕掛品	1,204,626	リ ー ス 債 務 金	172,181
材料及び貯蔵品	263,575	未払金	606,632
原材料及び貯蔵品	224,627	未払費用	243,627
前払費用	159,882	未払法人税等	59,128
繰延税金資産	308,000	前受り金	1,986
関係会社短期貸付金	660,950	預賞与引当金	80,319
未収消費税等	990,684	その他	298,748
未前渡の金	179,038		24,886
その他	13,890	固 定 負 債	2,475,881
	1,996	長期借入金	1,600,000
固 定 資 産	10,882,428	長期リース債	333,204
有形固定資産	3,061,408	製品保証引当金	89,123
建物及び構築物	1,089,892	退職給付引当金	373,014
機械及び装置	626,594	長期未払金	80,539
車両運搬具	8,741	負 債 合 計	12,247,018
工具、器具及び備品	219,735	純 資 産 の 部	
土地	639,098	株 主 資 本	14,145,955
リース資産	384,367	資本剰余金	3,996,269
建設仮勘定	92,977	資本剰余金	3,981,928
無 形 固 定 資 産	530,709	資本準備金	3,981,928
ソフトウェア	330,016	利益剰余金	7,020,736
リース資産	72,907	利益準備金	335,837
その他	127,785	その他利益剰余金	6,684,899
投資その他の資産	7,290,310	退職給与積立金	83,000
投資有価証券	1,667,897	別途積立金	3,310,000
関係会社株	3,265,648	繰越利益剰余金	3,291,899
関係会社長期貸付金	1,722,850	自 己 株 式	△854,956
長期前払費用	31,545	自己株式申込証拠金	1,977
保険積立金	259,833	評価・換算差額等	382,371
繰延税金資産	221,000	その他有価証券評価差額金	382,371
その他	121,535	新 株 予 約 権	16,265
資 産 合 計	26,791,610	純 資 産 合 計	14,544,591
		負 債 純 資 産 合 計	26,791,610

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		36,113,023
売上原価		32,154,204
売上総利益		3,958,819
販売費及び一般管理費		3,519,845
営業利益		438,973
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	369,878	
その他の	33,582	403,461
営業外費用		
支払利息	54,620	
支払手数料	7,906	
為替差損	74,635	
その他の	2,627	139,790
経常利益		702,644
特別利益		
固定資産売却益	267	
退職給付信託設定益	64,010	64,277
特別損失		
固定資産除却損	14,843	
固定資産売却損	986	
製品保証費用	16,358	
製品保証引当金繰入額	102,142	
訴訟和解金	182,222	316,553
税引前当期純利益		450,369
法人税、住民税及び事業税	45,000	
法人税等調整額	△464,794	△419,794
当期純利益		870,164

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本金 剰余金	利益剰余金					自己株式	自己株式 引当金
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
				退職給与 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	3,996,269	3,981,928	335,837	83,000	3,310,000	2,764,116	6,492,954	△991,475	－
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△280,071	△280,071		△280,071
当 期 純 利 益						870,164	870,164		870,164
自 己 株 式 の 取 得								△362	△362
自 己 株 式 の 処 分						△62,310	△62,310	136,881	74,571
自己株式申込証拠金の入金									1,977
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	527,782	527,782	136,519	1,977
当 期 末 残 高	3,996,269	3,981,928	335,837	83,000	3,310,000	3,291,899	7,020,736	△854,956	1,977

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	201,384	20,444	13,701,504
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△280,071
当 期 純 利 益			870,164
自 己 株 式 の 取 得			△362
自 己 株 式 の 処 分			74,571
自己株式申込証拠金の入金			1,977
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	180,986	△4,178	176,808
事業年度中の変動額合計	180,986	△4,178	843,086
当 期 末 残 高	382,371	16,265	14,544,591

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社ヨコオ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川 瀬 洋 人 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮 原 さ つ き ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨコオの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨコオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社ヨコオ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川 瀬 洋 人 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 原 さ つ き ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨコオの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

株式会社ヨコオ	監査役会
常勤監査役	真 下 泰 史 ㊞
社外監査役	古 田 徹 ㊞
社外監査役	梶 木 敏 明 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内

1. 場 所 北区滝野川会館 1階大ホール
東京都北区西ヶ原一丁目23番3号
電話 03 (3910) 1651
2. 最寄り駅 JR京浜東北線「上中里」駅下車徒歩7分
東京メトロ南北線「西ヶ原」駅下車徒歩7分

※会場には駐車場はございませんので、お車での来場は
ご遠慮ください。

